平成２１年（フ）第２７４号
広島県江田島市沖美町美能956番地13
債務者　廣永　　薫
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３０３号
山口県下関市豊浦町豊洋台新町600―78　浜本方、住民票上の住所山口県下関市秋根新町７番５―605号　公団住宅
債務者　大野　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
山口県下関市秋根新町１番12―315号　グランドヒルズＦ１、前住所山口県下関市稗田町３番20号
債務者　明知　清彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
愛媛県伊予市森151番地３
債務者　藤野　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９号
高知県高岡郡佐川町甲1447番地
債務者　田村　茂文
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１４０号
高知県須崎市西糺町14番１号
債務者　松浦　英子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１４１号
高知県須崎市西糺町14番１号
債務者　松浦　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１４２号
高知県高岡郡佐川町永野1617番地７
債務者　中川　真也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１４３号
高知県高岡郡越知町越知甲1007番地
債務者　吉村　教子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８０号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙2226番地１
債務者　谷口　政弥
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１号
高知県安芸市川北甲1304番地
債務者　川嶋　真実
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第２号
高知県室戸市佐喜浜町1945番地２
債務者　泉本　徳行
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
福岡県飯塚市上三緒444番地20
債務者　佐藤　伸子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４９３号
福岡県久留米市御井町1622番地１　４号、旧住所福岡県久留米市御井旗崎５丁目３番６―1503号
債務者　倉田　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３２号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　前田　晴美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７５号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地
債務者　佐藤　謙二
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７９号
福岡県田川郡糸田町3042番地３
債務者　亀田　伸和
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所田川支部